

I 計画の概要

1 これまでの経緯及び策定の趣旨

平成12年 「福岡市子ども総合計画」策定
平成17年 「福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・前期計画)として見直し
平成22年 「新・福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・後期計画)として見直し
平成27年3月 「第4次福岡市子ども総合計画」を策定
⇒ 子ども・子育て支援新制度(平成27年4月開始)に対応、子ども施策を総合的・計画的に推進

※ 計画策定にあたり、市長が「福岡市子ども・子育て審議会」に諮問(平成26年2月)。審議会で審議(総会4回、専門委員会5回)を行い、市長に答申(平成27年2月)。

2 計画の位置づけ

- 「福岡市総合計画」を上位計画とし、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進
- 次の計画として位置付け
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」(策定必須)
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」

3 計画期間 平成27年度から平成31年度まで

4 対象

すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体

5 前計画からの主な変更点

- ①「子ども・子育て支援法」「子ども・若者育成支援推進法」に対応
 - ・幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容等を記載
 - ・対象を子ども(概ね18歳未満)から若者(概ね30歳未満)に拡大 など
- ②目指すものがより明確になるよう、基本理念に「めざすまちの姿」を明記
- ③「新しいふくおか教育計画」との役割分担を明確化

II 基本理念

子どもが夢を描けるまちをめざして

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。
子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。
また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

III 主な内容(現状・課題と施策の方向)

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

現状と課題

- ・児童虐待の相談件数は依然として高い水準にあり、相談内容も深刻化
- ・社会的養護が必要な子どもを家庭的環境で養育するための里親制度の拡充
- ・子どもの発達障がいに関する相談や新規受診者の増加
- ・ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の増加
- ・子どもの貧困に関する状況の深刻化 など

施策の方向

- 子どもに関するさまざまな問題について相談・支援体制の充実を図る。
- 重大な人権侵害である児童虐待の防止や、家庭で暮らせない子どもを社会的に養育する“社会的養護”の充実、障がい児の支援、不登校やひきこもりなど困難を有する子ども・若者の支援を行う。
- 子どもの貧困対策に取り組む。

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

現状と課題

- ・共働き家庭の増加などによる、保育を必要とする子どもの増加
- ・保護者の就労形態の多様化
- ・出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援
- ・健康づくりに関する、妊婦や乳幼児の保護者への啓発の充実
- ・経済的支援が必要な家庭の増加
- ・仕事と子育てが両立できる環境づくり など

施策の方向

- 出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行う。
- 質の高い教育・保育を確実に提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図る。
- 市民、事業者などと共働き、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組む。

目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

現状と課題

- ・孤立しがちな子育て家庭、子育てに不安や負担を感じる家庭の増加
- ・放課後に保護者が不在の家庭の増加
- ・家庭の子育て力の低下、子どもの基本的な生活習慣の形成・規範意識の醸成
- ・若者の社会的・職業的自立
- ・犯罪被害の低年齢化、インターネット上での有害情報の氾濫 など

施策の方向

- 子どもが地域の中で健やかに成長していけるよう、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるとともに、家庭の子育て力の向上や、子どもの遊びや活動の場づくりなどに取り組む。
- 子ども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組を推進する。

IV 取り組み状況等

	具体的な施策	平成 27 年度の新規・拡充事項(主なもの)	※参考：計画策定時の審議会答申の内容（H27.2.9）
目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり	1 子どものに関する相談・支援体制の充実 こども総合相談センターの充実、区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実、子ども家庭支援センターの充実、被害に遭った子どもの支援	・児童福祉等担当理事の新設 ・子ども総合相談センターの体制強化（職員増） ・子ども家庭支援センターの増設	・子どものに関する相談・支援体制の充実強化
	2 児童虐待防止対策 未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、関係機関などとの連携による支援、重篤事例の検証		・妊娠中・出生直後からの支援 ・関係機関の連携強化、地域で連携して家庭を見守る仕組みづくり ・保護者に向けた虐待再発防止の取り組み
	3 社会的養護体制の充実 里親等委託（家庭養護）の推進、施設機能の強化、家庭支援機能などの充実、自立支援策の充実、人材の育成、子どもの権利擁護の推進	・児童心理治療施設に関する調査の実施 ・自立援助ホームの増設、ファミリーホームの増設 ・里親委託の推進	・児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）の設置 ・自立援助ホームの増設
	4 障がい児支援 早期発見・早期支援、療育・支援体制の充実強化、発達障がい児の支援	・スクールカウンセラーの拡充（特別支援学校）	・行政、地域、学校などにおける一層の支援
	5 子ども・若者の支援 思春期の保健・健康教育の充実、いじめの未然防止・不登校の子どもへの支援、ひきこもりの子ども・若者への支援、子ども・若者の自立支援		・いじめや不登校、ひきこもりなど困難を抱える子どもの支援 ・子どもの発達段階に応じた体験機会の提供
	6 子どもの貧困対策 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援	・寡婦（夫）控除のみなし適用 ・実費徴収に係る補足給付事業	・子どもの貧困に関する支援の一層の充実
	7 子どもの権利の啓発		・子どもの権利に関する市民の啓発
	8 子どもの社会参加の促進		
目標 2 安心して生み育てられる環境づくり	1 幼児教育・保育の充実 教育・保育の提供体制の確保、保育士などの人材確保、多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上、教育・保育における連携推進	・保育所整備の実施（新築、増改築、分園、認可外保育施設の認可化等） ・小規模保育事業の実施 ・子ども・子育て支援新制度の推進	・教育・保育の質の向上と提供体制の適切な確保 ・保育士の人材確保 ・保育コンシェルジュなどを通じた保護者への情報提供 ・病児・病後児デイケア事業、ショートステイなどの保育サービスの拡充 ・ファミリー・サポート・センター事業の充実
	2 母と子の心と体の健康づくり 健康づくりの推進、小児医療の充実、食育の推進、不妊に悩む人への相談体制と支援	・母子保健訪問指導の拡充 ・産前メールの配信	・妊娠期からの母親の精神的なケアや子育て支援に関する情報提供 ・新生児訪問の対象拡大
	3 ひとり親家庭への支援 相談・支援体制の充実、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援、養育費の確保	・寡婦（夫）控除のみなし適用[再掲] ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 ・養育費セミナーの開催	・ひとり親家庭に対する支援の充実
	4 子育て家庭への経済的な支援	・「多子世帯応援券」の配付	
	5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり 男女が共同で子育てを行う意識の醸成、企業における仕事と生活の調和の推進、社会全体での子育て支援		・男女が共同で子育てを行う意識の醸成 ・長時間労働の解消や父親の育児休業の取得促進などに向けた働きかけ
	6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり		
	7 子どもや子育て支援に関する情報提供		・行政やさまざまな団体が行う子育て支援などの情報が広く市民に周知されるよう、情報発信を強化すること
目標 3 地域における子育ての支援と 健やかな成長を支える環境づくり	1 地域全体で子どもを育む環境づくり 子育て支援のネットワークづくり、地域における人材の育成と大学、企業、NPOなどとの連携		・地域の子育て力の向上、地域で子どもと子育て家庭を見守り支える環境づくり
	2 子どもの健やかな成長を支える取組 豊かな心を育む取組の推進、家庭の子育て力の向上、放課後などの活動の場づくり	・留守家庭子ども会の学校休業日の開始時間前倒し	・留守家庭子ども会の学校休業日の開始時間を早めること
	3 子どもの遊びや活動の場づくり 乳幼児親子の遊びや交流の場づくり、公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり、外遊びの場づくり、子どもの視点での活動の場づくり	・放課後等の遊び場づくり事業の開設校拡大	・子育て支援拠点である子どもプラザの充実 ・子育て交流サロンや子育てサークルの活動支援
	4 子ども・若者の自己形成支援 さまざまな体験機会の充実		
	5 子ども・若者の社会的自立に向けた取組 主体性の醸成と職業観の育成、大人としての自覚の醸成、就労支援		
	6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止 交通安全対策の推進と災害などへの対応、子どもの安全を守る取組の充実、非行防止、有害環境などへの対応		

※上記以外の答申事項（全般に関わるもの）：・すべての子ども・子育て家庭に向けて、妊娠・出産期から子育て期まで、切れ目のない支援を行うこと
・事業者やNPOなどと連携しながら取り組みを進めること。また、市においては、関係部局がしっかりと連携しながら、施策を推進すること